

## 愛媛県農業用水水源地域保全対策協議会設置要領

### (名称)

第1条 本協議会は、愛媛県農業用水水源地域保全対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 農業用水や水源林について県民の理解を深め、水源林の保全や涵養された農業用水の有効利用を推進するため、愛媛県農業用水水源地域保全普及促進基本計画に基づき愛媛県土地改良事業団体連合会が実施する、水源林や農業用水施設に関する調査及び普及啓発活動の実施方針、計画などについて協議、評価することにより、普及促進対策の推進を図る。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会には、会長及び副会長をおき、会長には、愛媛県土地改良事業団体連合会常務理事、副会長には愛媛県農林水産部農地整備課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会には、アドバイザーをおく。
- 6 会長は、必要に応じてアドバイザーに出席を求めるものとする。

### (設置及び運営)

第4条 協議会は会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長とするが、会長が出席できない場合は、副会長が代行することができる。
- 3 会長が必要と認める時は、会員以外の者に出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 事務局は、愛媛県土地改良事業団体連合会に置く。

### (細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

別表

愛媛県農業用水水源地域保全対策協議会会員名簿

区分	所 属	備考
会長	愛媛県土地改良事業団体連合会常務理事	
副会長	愛媛県農林水産部農地整備課長	
会 員	愛媛県東予地方局農村整備課長	
"	愛媛県東予地方局今治支局農村整備課長	
"	愛媛県中予地方局農村整備第一課長	
"	愛媛県南予地方局農村整備課長	
"	愛媛県南予地方局八幡浜支局農村整備第一課長	
"	西条市農林水産部農林土木課長	
"	今治市産業振興部農業土木課長	
"	東温市産業建設部農林振興課長	
"	砥部町産業建設課長	
"	西予市産業建設部農林水産課長	
"	愛南町農林課長	
"	今治市頓田川土地改良区事務局長	
"	大洲市土地改良区事務局長	
アドバ イザー	愛媛大学農学部 高瀬 教授	
	" 戎 准教授	
	愛媛県農林水産部林業政策課技術課長補佐	
	愛媛県農林水産部森林整備課技術課長補佐	